

後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 医療費通知 ■

■ 医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の皆さんの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療機関などを受診した全ての被保険者の皆さんへ送付します。

これは、医療機関の窓口でお支払いいただいた自己負担分を除いた医療費は、後期高齢者医療制度から支払われていることを具体的に理解していただくとともに、健康管理の重要性を意識していただくことで、医療費の適正化、ひいては被保険者の皆さんの負担軽減を図ることを目的としています。

◆ 医療費通知の活用例

- 医療費の推移が一目で把握でき、ご自身の健康状況の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

【イメージ図】

受診年月	受診を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
令和元年7月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800	0	0	0
令和元年8月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000	0	0	0
令和元年9月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
合計				230,000	23,000		11,490	6,900

◆ 所得税（住民税）確定申告における医療費控除について

- 医療費通知は、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。
- 医療費控除の申告に関することは、稚内税務署(0162-33-1155)にお問い合わせください。

◆ 発送月・対象診療月

送付月	診療月
令和元年9月(下旬)	平成31年1月～令和元年6月
令和2年3月(月上旬)	令和元年7月～12月

【注意事項】

- ・医療機関などの請求遅れや請求内容を審査中のものなど、一部の受診記録が記載されていない場合があります。
- ・自己負担額は、医療費助成などを受けている場合など、記載されている金額と実際にご自身が負担された金額が異なる場合があります。
- ・医療費通知は、皆さんの受診状況についてお知らせするものであり、**請求書ではありません**。また、特に手続きなど行っていただく必要はありません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合(札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階)

電話:011-290-5601

住民生活課 生活グループ 電話:5-1112 告知端末機:5-8812